

平成27年度福島県一般会計補正予算（第1号）

平成27年度福島県一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,627,819千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,906,048,401千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加・変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加・変更は、「第4表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 地 方 交 付 税		272,575,143	578,683	273,153,826
	1 地 方 交 付 税	272,575,143	578,683	273,153,826
7 分 担 金 及 び 負 担 金		6,209,581	163,000	6,372,581
	2 負 担 金	5,876,333	163,000	6,039,333
8 使 用 料 及 び 手 数 料		13,213,664	596	13,214,260
	1 使 用 料	10,092,782	596	10,093,378
9 国 庫 支 出 金		505,234,433	1,660,761	506,895,194
	1 国 庫 負 担 金	147,771,570	△3,101	147,768,469
	2 国 庫 補 助 金	354,533,346	1,617,678	356,151,024
	3 委 託 金	2,929,517	46,184	2,975,701
10 財 産 収 入		3,106,162	42,322	3,148,484
	1 財 産 運 用 収 入	1,480,355	42,322	1,522,677
12 繰 入 金		474,373,042	3,801,354	478,174,396

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 基金繰入金	465,739,196	3,801,354	469,540,550
14 諸収入		136,898,967	3	136,898,970
	8 雑収入	14,327,409	3	14,327,412
15 県債		169,164,000	381,100	169,545,100
	1 県債	169,164,000	381,100	169,545,100
歳入	合計	1,899,420,582	6,627,819	1,906,048,401

歳 出				
(単位千円)				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		110,577,005	2,163,615	112,740,620
	2 県 民 生 活 費	14,603,126	△174,380	14,428,746
	3 企 画 費	46,086,616	2,337,574	48,424,190
	7 防 災 費	4,777,110	421	4,777,531
3 民 生 費		151,926,810	12,149	151,938,959
	1 社 会 福 祉 費	91,835,927	3,800	91,839,727
	2 児 童 福 祉 費	26,061,166	8,349	26,069,515
4 衛 生 費		453,687,725	64,127	453,751,852
	3 保 健 福 祉 事 務 所 費	2,404,708	11,217	2,415,925
	4 医 薬 費	43,458,334	52,910	43,511,244
6 農 林 水 産 業 費		107,586,070	1,531,522	109,117,592
	1 農 業 費	36,800,532	157,292	36,957,824
	2 畜 産 業 費	2,601,288	323,641	2,924,929
	4 林 業 費	26,199,238	1,050,428	27,249,666

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 水産業費	15,665,890	161	15,666,051
7 商工費		184,784,175	239,244	185,023,419
	1 商工業費	183,320,789	239,244	183,560,033
8 土木費		212,334,695	2,436,571	214,771,266
	2 道路橋りょう費	85,958,552	1,906,665	87,865,217
	4 港湾費	16,825,257	435	16,825,692
	6 都市計画費	30,274,747	391,400	30,666,147
	7 住宅費	41,573,319	138,071	41,711,390
10 教育費		233,208,329	131,594	233,339,923
	1 教育総務費	37,375,305	32,542	37,407,847
	4 高等学校費	52,235,083	99,052	52,334,135
11 災害復旧費		118,829,144	48,997	118,878,141
	3 文教施設災害復旧費	851,503	48,997	900,500
歳出合計		1,899,420,582	6,627,819	1,906,048,401

第 2 表 継 続 費 補 正

(単位千円)

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
2 総 務 費	2 県 民 生 活 費	環 境 創 造 セ ン タ ー ( 仮 称 ) 整 備 事 業	9,956,597	平成 25 年 度	2,110,384	9,956,597	平成 25 年 度	2,110,384
				平成 26 年 度	3,665,055		平成 26 年 度	3,665,055
				平成 27 年 度	4,181,158		平成 27 年 度	4,004,778
				平成 28 年 度	0		平成 28 年 度	176,380

第 3 表 債務負担行為補正

(1) 追加

(単位千円)

事 項	期 間	限 度	額
復興基盤総合整備事業（錦・関田地区）	平成 28 年 度		390,000
河川事業費（再生・復興）（滑津川・河川改修工事）	平成 28 年 度 から 平成 29 年 度 まで		350,000
河川事業費（再生・復興）（鮫川（中田川）・河川改修工事）	平成 28 年 度 から 平成 29 年 度 まで		150,000
公共災害復旧費（再生・復興）（仁井田地区海岸）	平成 28 年 度		440,000
公共災害復旧費（再生・復興）（岩間佐糠地区海岸）	平成 28 年 度 から 平成 29 年 度 まで		1,300,000
公共災害復旧費（再生・復興）（久之浜地区海岸）	平成 28 年 度		300,000
公共災害復旧費（再生・復興）（北泉小高線・常盤橋）	平成 28 年 度		100,000
公共災害復旧費（再生・復興）（広野小高線・ハツカラ橋）	平成 28 年 度		400,000
江名港江名プレジャーボート用指定泊地指定管理者の指定	平成 28 年 度 から 平成 31 年 度 まで		2,628
豊間漁港豊間泊地指定管理者の指定	平成 28 年 度 から 平成 31 年 度 まで		1,052

(2) 変 更

(単位千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
学校維持管理費（双葉郡中高一貫校整備）	平 成 28 年 度	208,156	平 成 28 年 度	266,581



第 4 表 地 方 債 補 正

(1) 追 加

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
県立学校施設等災害復旧費	52,500	1 借入方法 普通貸借又は債券発行（他の地方公 共団体との共同発行を含む。） 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借入資金 政府資金その他	年10%以内 （ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率）	起債日から35年以内（据置期間を含む。）の 期間において資金の融通条件及び知事の定め るところにより償還する。ただし、県財政の 都合により繰上償還をし、償還年限を短縮 し、又は借換えをすることができるものとす る。
計	52,500			

## (2) 変 更

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
児童入所施設（県立施設を除く）措置費	70,100	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行（他の 地方公共団体と の共同発行を含 む。） 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以 内 （た だ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後 におい ては、 当該 見直 し後の 利率）	起債日から35年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、県財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。	72,200	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行（他の 地方公共団体と の共同発行を含 む。） 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以 内 （た だ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後 におい ては、 当該 見直 し後の 利率）	起債日から35年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、県財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
災害関連治山費	5,000				305,900			
県単治山費	78,800				94,300			
施設整備費	54,800				64,900			
計	125,848,000				126,176,600			